

固定グローバルIPアドレス割当サービス利用規約

D.U-NET株式会社（以下「事務局」といいます。）は、以下の固定グローバルIPアドレス割当サービス利用規約（以下「本規約」といいます。）に従い、事務局の固定グローバルIPアドレス割当サービスの契約者（以下「契約者」といいます。）に対して、固定グローバルIPアドレス割当サービス（以下「本サービス」といいます。）を提供するものとします。

第1条（定義）

本規約における用語を以下の通り定義します。

- （1）「固定グローバルIPアドレス割当サービス」とは、事務局が契約者に対しグローバルIPアドレスを固定で付与するサービスをいいます。
- （2）「契約者」とは、第4条第1項の規定に従い本サービスの利用を申し込み事務局が承諾した本サービスを利用する資格を有する者をいいます。

第2条（本サービスの利用）

1. 本サービスの利用者は、契約者ご本人のみとします。
2. 契約者は、本サービスの利用にあたり、自己の利用する固定グローバルIPアドレスの管理をするものとします。

第3条（本サービスの提供）

事務局は、自らが適当と判断する方法で事前に通知もしくはオンライン上に掲示の上、本サービスの内容の一部または全部の変更、追加をすることができるものとします。

第4条（本サービスの入会）

1. 本サービスの利用希望者は、本規約を承認した上で、事務局が別途指定する手続に従って本サービスの利用を申込みものとし、事務局がこれを承諾し、手続が完了した時点で本サービスの利用契約（以下、「本契約」といいます。）が成立して利用資格を得、契約者となるものとします。
2. 前項に定める申込について、利用希望者が以下のいずれかに該当することを事務局が確認した場合、事務局はその申込を承諾しない場合があり、利用希望者は予めこれを了承するものとします。
 - （1）利用申込に当たり、虚偽に記載、誤記があった場合
 - （2）その他、業務の遂行上もしくは技術上、支障をきたすと事務局が判断した場合
 - （3）その他、やむを得ない事由があるとき
3. 事務局は、事前の予告なく本規約の内容を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は変更後の内容によるものとします。

第5条（個人情報の届出）

1. 契約者は、住所、氏名、電話番号、対象カード番号、有効期限、その他既に事務局に届出している個人情報に変更があった場合には、速やかに事務局が別途指定する手続に従って変更の届出をするものとします。
2. 前項の届出がなかったことで契約者が不利益を被ったとしても、事務局は一切その責任を負わないものとします。

第6条（契約の解約）

1. 契約者が、事務局の別途指定する手続に従って、各暦月の**22日まで**に本サービス利用の終了を申し入れた場合、当暦月の末日をもって、当該契約者と事務局との間の本サービス利用契約は解約され、事務局による本サービスの提供は終了するものとします。なお、各暦月の23日から末日までの申し入れについては、翌暦月の末日をもって本契約は解約されるものとします。

2. 前項に従い本サービス利用契約が終了した場合、契約者は、事務局による本サービスの提供が終了する日までに発生する事務局に対する債務の全額を、事務局の指示に従い支払うものとします。なお事務局は、本サービスの利用契約が終了した場合であっても、既に支払われた料金等を、当該契約者に対して払い戻す義務を負わないものとします。

3. 契約者が以下の事由のいずれかに該当した場合、事務局は本契約が解約されたものとみなすことができるものとします。

- (1) 契約者が事務局の提供するインターネットサービスを受ける資格を失ったとき。
- (2) 契約者が死亡したとき。
- (3) 事務局の承諾なく本契約に基づく権利を第三者に譲渡または承継させ、もしくは担保に供したとき。
- (4) その他本契約上の債務が契約者により履行されないと事務局が合理的に判断したとき。

第7条（契約違反等による解約）

1. 契約者が本規約に違反したときは、事務局は何らの催告なしに、本契約を解除することができるものとします。

2. 前項によらず、事務局は本契約を解約することができ、その場合はあらかじめ契約者にその旨通知します。

3. 第1項による本契約の解約は、事務局の契約者に対する損害賠償請求を妨げないものとします。

第8条（設備等の準備）

1. 契約者は、本サービスを利用するために必要な通信機器、ソフトウェア、ならびにこれらに付随して必要となる全ての機器の準備、電話回線もしくは移動体通信利用契約の締結ならびに事務局が別途提供している接続サービスへの申込等を、自己の費用と責任において行うものとします。

2. 事務局は、契約者が本サービスを利用するにあたり使用する通信機器、ソフトウェア、これらに付随して必要となる全ての機器との互換性を確保するために、事務局の管理する設備、システムもしくはソフトウェアの改造、変更、追加をしたり、本サービスの提供方法を変更する義務を負わないものとします。

第9条（固定グローバルIPアドレスの付与）

1. 事務局は、契約者に対して、本サービスに必要な固定グローバルIPアドレス（以下、「固定グローバルIPアドレス」といいます。）を1世帯に対して1つ付与するものとします。

2. 本サービスを利用するための端末は、1台までとします。

3. 契約者は、一度付与された固定グローバルIPアドレスの変更の請求はできません。

4. 契約者は、事務局の都合により、固定グローバルIPアドレスが変更される場合があることを了承するものとします。

5. 前項の他、事務局の管理する設備の保守、整備等により一旦契約者の固定グローバル

I Pアドレスが変更される場合があることを了承するものとします。

6. 契約者は、第6条の解約後、再契約する場合、前契約時の固定グローバルI Pアドレスは利用できないことを了承するものとします。

第10条（禁止事項）

契約者は、本サービスの利用にあたって、以下の行為を行ってはならないものとします。

- （1）本サービスで付与された固定グローバルI Pアドレスでサーバを設置する行為。
- （2）本サービスで付与された固定グローバルI Pアドレスで独自ドメインの運用をする行為。

第11条（免責）

1. 事務局は、固定グローバルI Pアドレスを利用したサービスの保守またはサポートは行わないものとします。

2. 事務局は、固定グローバルI Pアドレスを利用したサービスに起因して生じた損害等について、何らの責任も負わないものとします。

第12条（最低利用期間及び自動更新）

最低利用期間は、本契約が成立した日から3ヶ月後の月の末日までとし、当該期間経過後は月次で本契約は自動更新されるものとします。

第13条（利用料金および支払）

1. 契約者は事務局が別表にて記載する本サービスの料金（以下「サービス料金」といいます）を事務局が指定する方法で支払うものとします。

2. 事務局は、サービス料金の変更は、契約者に30日以上の上の事前の通知を出すことにより、改定することができるものとします。また、契約者は、自らの責任において、サービス料金の変更通知を確認する義務を有しており、サービス料金に変更された後に、契約者が本サービス利用契約を継続している場合、変更された料金に同意したものとします。

3. サービス料金の請求は、毎月1日から末日までの1ヶ月単位で行うものとします。

4. サービス料金は、本サービスの利用契約が成立した日の翌月から発生するものとし、支払いの対象となる期間が1ヶ月に満たない場合であっても、日割計算はされないものとします。尚、本サービスの利用契約が成立した日の当月から当月末日までの期間をサービス無料期間とします。

付則

1. 本規約は平成25年8月1日より実施するものとします。

2. 本改訂規約は平成26年4月1日より実施するものとします。

別表

1. サービス料金表（1 固定グローバル I P アドレスあたりの料金です）

月額サービス料金	1,000 円（税別）
----------	-------------

※サービス料金は、毎月末日を締め日とし月額計算し、契約者は当該締め日が属する料金月の翌月に支払うものとします。但し、本サービス提供月においては、サービス料は無料といたします。

※本サービスの契約が、解約等理由の如何を問わず終了した場合、契約者は当該契約が終了した月の月末までのサービス料を支払うものとします。

※契約期間中に本サービスを利用することができない状態が生じた場合であっても、契約者は期間中の料金の全額を支払うものとします。